



大津市公報

令 和 7 年 7 月 1 日
号 外 （第 36 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 68 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1
69 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則…………… 1

○ 訓 令

- 6 大津市職員の在宅勤務に関する規程の一部改正…………… 5

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第68号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表子ども食堂等支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

大学等受験料支援事業助
成金

経済的課題を抱える家庭の児童が大学等の入学試験を受験することに要する経費の一部を助成することにより、当該家庭の児童の進学を支援し、もって当該家庭の児童の生活の向上を図ること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第69号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「建築物」を「特定建築物」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項第1号中「換気設備、排煙設備（排煙機又は送風機を設けたものに限る。）、非常用の照明装置又は防火設備（令第16条第3項第2号に掲げるもの、常時閉鎖式のものと及び防火ダンパーを除く。）がある場合」を「建築設備等が設置されている場合にあつて」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する定期調査（法第12条第1項の規定による調査をいう。）の項目、方法及び結果の判定基準は、第1項に規定する特定建築物及び令第16条第1項に規定する建築物に設置されている次の各号に掲げる建築設備等（次項第1号において「建築設備等」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 換気設備 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号。以下「建築設備定期検査告示」という。）別表第1(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

(2) 排煙設備 建築設備定期検査告示別表第2(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定

すること。

- (3) 非常用の照明装置 建築設備定期検査告示別表第3(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (4) 常時閉鎖した状態にある防火扉 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号。以下「防火設備定期検査告示」という。）別表第1(イ)欄に掲げる項目（同表(1)の項から(5)の項までのもの（常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。）に限る。）に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (5) 随時閉鎖することができる防火扉（令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。） 防火設備定期検査告示別表第1(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (6) 防火シャッター（令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。） 防火設備定期検査告示別表第2(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (7) 耐火クロススクリーン（令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。） 防火設備定期検査告示別表第3(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。
- (8) ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。） 防火設備定期検査告示別表第4(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

第10条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項中「まで」の次に「（防火設備定期検査告示別表第1(イ)欄に掲げる項目（同表(1)の項から(5)の項までのもの（常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。）に限る。）にあつては、前条第2項に規定する報告の時期）」を加え、同条第2項中「建築設備等」を「特定建築設備等」に、「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第1号中「建築設備」を「昇降機」に改め、同項第2号中「付近見取図、防火設備の位置を明示した各階平面図」を「次の表に掲げる図書」に改め、同号に次の表を加える。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、報告に係る建築物の番号、敷地に接する道路の位置、種類及びその幅員その他必要な事項
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部、検査対象となる防火設備（連動機構を含む。）、防火壁及び防火区画

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

（表面）

建築設備等検査結果表

（換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備）

棟別番号							
項目	番号	検査項目等	検査結果				
			指摘なし	要是正	既存不適格		
換気設備	(1)	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。） □有 □無	機械換気設備 □無				
	(2)		中央管理方式の空気調和設備 □無				
	(3)	換気設備を設けるべき調理室等 □有 □無	自然換気設備 □無				
	(4)		機械換気設備 □無				
	(5)	防火ダンパー等 □有 □無					
排煙設備	(1)	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー □有 □無	排煙機 □無				
	(2)		排煙口				
	(3)		排煙風道				
	(4)		特殊な構造の排煙設備 □無				
	(5)		給気口 □無				
	(6)		加圧防排煙設備 □無				
	(7)	令第126条の2第1項に規定する居室等 □有 □無	可動防煙壁 □無				
	(8)		機械排煙設備等があるもの	排煙機			
	(9)			排煙口			
	(10)			排煙風道			
	(11)			特殊な構造の排煙設備 □無			
	(12)	予備電源	自家用発電装置 □無				
	(13)		直結エンジン □無				
非常用の照明装置	3	非常用の照明装置					
	(1)	照明器具					
	(2)	電池内蔵形の蓄電池	作動の状況（予備電源等）				
	(3)	□有 □無	照度				
	(4)		充電ランプ				
	(5)	電源別置形の蓄電池	作動の状況（予備電源、切替回路等）				
	(6)	□有 □無	照度				
	(7)		分電盤の表示				
	(8)		蓄電池				
	(9)	自家用発電装置	作動の状況（予備電源、切替回路等）				
	(10)	□有 □無	照度				
	(11)		分電盤の表示				
(12)		自家用発電装置					

(裏面)

項目	番号	検査項目等	検査結果			
			指摘なし	要是正	既存不適格	
防火設備	(1)	常時閉鎖防火扉	外観及び周囲の状況			
	(2)	□有 □無	固定及び作動の状況			
	(3)	随時閉鎖防火扉	外観及び周囲の状況			
	(4)	□有 □無	感知器等の連動機構（設置の状況及び機能の状態）			
	(5)		閉鎖及び作動の状況			
	(6)	防火シャッター	外観及び周囲の状況			
	(7)	□有 □無	危害防止装置			
	(8)		感知器等の連動機構（設置の状況及び機能の状態）			
	(9)		閉鎖及び作動の状況			
	(10)	耐火クロススクリーン	外観及び周囲の状況			
	(11)	□有 □無	危害防止装置			
	(12)		感知器等の連動機構（設置の状況及び機能の状態）			
	(13)		閉鎖及び作動の状況			
	(14)	ドレンチャー等	外観及び周囲の状況			
	(15)	□有 □無	感知器等の連動機構（設置の状況及び機能の状態）			
	(16)		作動の状況			
特記事項						
項目	番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	
上記以外の検査項目等で特に報告を要する事項						

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 この書類は、建築物ごとに作成してください。

3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、又は行を追加して記入するか、別紙に記入の上添付してください。

4 「検査結果」欄には、換気設備、排煙設備及び非常用の照明設備にあっては建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号）に準じて検査を行った結果により、防火設備にあっては防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。

5 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

6 「4 防火設備」欄の(3)から(16)までについては、防火設備の定期検査報告対象となっている場合は、記入は不要です。

7 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合又は指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合又は改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に括弧書きで当該年月を記入してください。

8 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとともに、各階平面図に明記してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大津市建築基準法等施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する調査及び同条第3項に規定する検査（以下「調査等」という。）について適用し、同日前に着手した調査等については、なお従前の例による。

訓**令****大津市訓令第6号**

大津市職員の在宅勤務に関する規程（令和2年訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第5条第1項中「除く。）は」の次に「、1の会計年度ごとに」を加え、同条第2項中「所定の様式による登録申請書を人事課長に提出」を「市長が別に定めるところにより、その旨を市長に申請」に改め、同条第3項中「により登録申請書を提出」を「による登録の申請を」に改め、「ときは」の次に「、市長が別に定めるところにより」を加え、「在宅勤務職員登録簿（以下「登録簿」という。）に登録」を「登録し、当該職員にその旨を通知」に改める。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第3項の規定を準用する。

第6条第2項を削る。

第9条第1項中「3日前の正午」を「前日」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を行ったときは、市長が別に定めるところにより、その旨を所属長に報告しなければならない。この場合において、第10条本文の規定により成果物の指定を受けた在宅勤務実施職員は、当該成果物を所属長に提出しなければならない。

第13条中「市長が別に定めるところにより、」を「その旨を」に改め、「所属長に」の次に「電子メール等で」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の大津市職員の在宅勤務に関する規程第5条の規定によりされている登録又は登録の申請は、改正後の第5条の規定によりされた登録又は登録の申請とみなす。